

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の運営規程

（事業の目的）

第1条 静明館診療所が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の医師または栄養士が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師または栄養士が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人財団老蘇会 静明館診療所
- 2 所在地 〒064-0914 札幌市中央区南14条西18丁目5-33

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 院長 1名（常勤兼務、医師と兼務）
院長は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 9名（常勤2名）
医師は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- 3 栄養士 1名（非常勤1名）

栄養士は、居宅を訪問し、栄養学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、栄養管理や調理方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

3 看護師 4名（常勤3名、非常勤1名）

看護師は、居宅を訪問し、医師の診療を補助し、また、看護の観点から、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う補佐をする。

4 事務担当職員 12名（常勤8名、非常勤4名）

事務担当職員は、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に必要な事務業務、医事業務、経理業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分。ただし、電話などにより、24時間連絡可能な体制をおく。

（居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類）

第6条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導、または栄養士による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

（利用料その他の費用の額）

第7条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、その1割から3割の額とする。

（事故発生時の対応）

第8条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（その他運営に関する留意事項）

第9条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- （1）採用研修 採用3ヶ月以内
- （2）継続研修 年4回以上
- 2 従業者は、業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でな

くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の院長との協議に基づいて定めるものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第10条 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- （2）その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

（虐待の防止のための措置）

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

第12条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- （2）従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- （3）その他ハラスメント防止のために必要な措置

（業務継続計画（BCP）の策定等）

第13条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日に改定する。